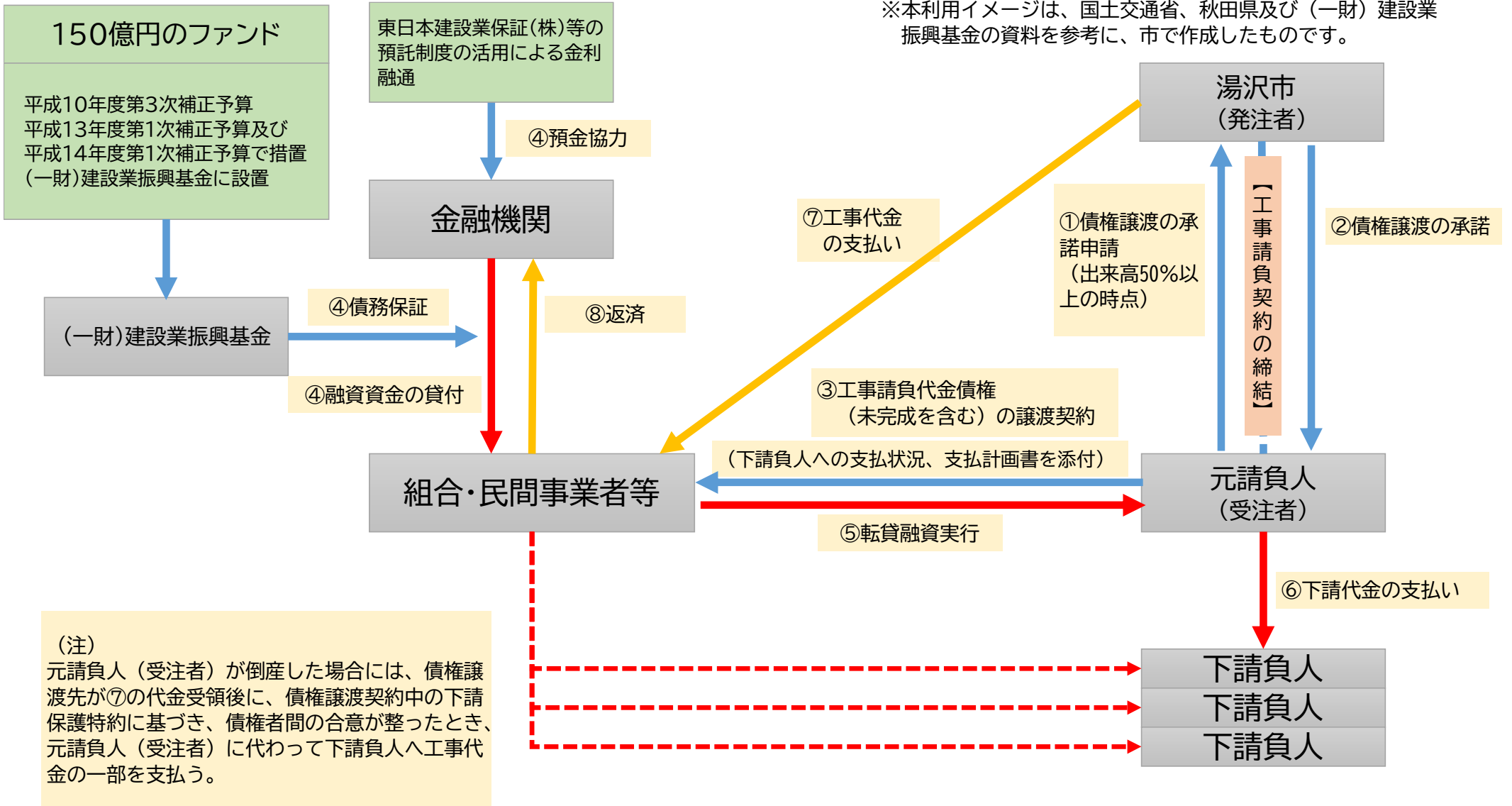


下請セーフティネット債務保証事業制度の概要（スキーム図）

※本利用イメージは、国土交通省、秋田県及び（一財）建設業振興基金の資料を参考に、市で作成したものです。



下請セーフティネット債務保証事業制度に係る転貸融資額等の算出の例示

【モデルケース】

- ①請負金額 1 億円
- ②前払金 4,000万円（中間払、部分払なし）
- ③工事出来高 90%の段階での貸付の場合を想定
- ④債権譲渡額 6,000万円（1 億円－4,000万円）

【事業協同組合等の転貸融資】 融資金額 3,800 万円

（1 億円×90%－4,000 万円－1,000 万円（違約金相当額））×95%（担保掛け目）

※元請負人は、借入申込の際に、事業協同組合等に対して、下請負人等への支払状況・支払計画書を提出する必要があります。

※事業協同組合等は、出来高の範囲内で元請負人に転貸融資します。

※違約金相当額は、工事不履行による契約解除の際のもので、請負金額10%と仮定します。

【工事完成の場合の工事残代金の精算】

- A. 工事残代金額 6,000 万円（1 億円－4,000 万円）
- B. 違約金充当額 0 円

- ① 発注者による事業協同組合等への支払金額 6,000 万円（A－B）
- ② 事業協同組合等による元請負人への返還額 2,200 万円（6,000万円－3,800万円）
（事業協同組合等が貸付金3,800万円を回収し金融機関へ借入金を返済、残金2,200万円を元請に返還。）

【元請負人が倒産等した場合】

「元請負人が倒産により下請負人等への支払いができなくなった場合に、事業協同組合等は発注者より受け取る当該工事代金の一定割合、もしくは元請負人への貸付金を精算した後の残余の部分、元請負人に代わって下請負人等に支払う」旨の特約を元請負人と事業協同組合等の間で債権譲渡契約において定めている場合にあっては、発注者より工事出来高対応分の工事代金の支払いを受けた事業協同組合等は、元請負人に代わって下請負人への支払いを行います。